



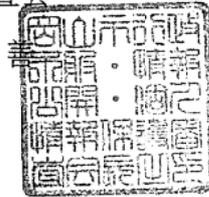
岡情審査第47号

平成29年10月13日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長 小山正



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年1月15日付け岡文振第327号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

平成27年9月29日にプロポーザルで選定された「新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画策定支援業務委託」に係る公文書開示請求に対し、一部開示とした決定に対する異議申立てについての諮問



## 第1 審査会の結論

岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った平成27年11月19日付け岡文振第273号による一部開示決定処分については、非開示と決定した部分のうち、個人に関する情報及び見積内訳を除く部分については開示すべきである。

## 第2 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成27年10月14日付けで実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、平成27年9月29日にプロポーザルで選定された「新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画策定支援業務委託」に係る企画競争実施における募集要領、審査採点表及び提案者（公文書開示請求では選定者と記載されている。）の提案書一式（以下「本件公文書」という。）についての公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に対し、実施機関は、本件公文書として以下の公文書を特定したうえで、同年11月19日付けで、公文書①から公文書③までについては開示し、公文書④に記載の担当者の職・氏名及び公文書⑥に記載の担当者の氏名、経験年数、資格、実績、特記事項等については、条例第5条第1号の個人情報に該当し、また、公文書④に記載の電子メール及び公文書⑤から公文書⑩までに記載されている事項は、条例第5条第2号の法人情報に該当するとして、非開示とする一部開示決定処分を行った。

公文書① 本件企画競争実施に係る公示文書

公文書② 本件企画競争実施に係る仕様書

公文書③ 本件企画競争実施に係る業務評価基準 採点結果

- 公文書④ 本件企画競争実施に係る参加表明申請書
- 公文書⑤ 業務実績調書
- 公文書⑥ 業務実施体制調書
- 公文書⑦ 技術者実績調書（添付の資格証明書の写しを含む。）
- 公文書⑧ 企画提案書
- 公文書⑨ 見積書
- 公文書⑩ 業務実績調書添付文書（契約書、仕様書及び成果物抜粋）

- 3 申立人は、上記の一部開示決定処分に対し、平成28年1月5日付けで、一部開示決定を取り消し、業務実績調書の管理技術者氏名及び業務実施体制調書の個人名を除く非開示部分の開示を求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年1月15日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

### 第3 請求人及び実施機関の主張要旨

#### 1 申立人の主張要旨

実施機関は、非開示の理由として、非開示部分は、提案者の営業・販売活動に関する情報やノウハウ等技術等に関する情報であり、開示することにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためである、としている。しかし、利益侵害のおそれを具体的に示すことなく、条例第5条第2号の規定により非開示とすることは違法な処分である。

また、実施機関は、当業務が対象とする施設は、他の建築物と比べて特有の構造や用途の施設であり、その整備、管理運営等に関するノウハウ、アイデアに関する情報は、知的財産といえるものである、としている。しかし、全国で本件と同様な公募が増えている中で、公開しても不利益を招くような専門的なノウハウがあるとは思えない。当施設は、市民の利活用に供する市民が主役の施設である。このような施設に係る提案書の公表は、公益性にかなうものであり、施設を創るに当たってのノ

ノウハウやアイデアは、積極的に公開すべきである。また、当業務を遂行するためのノウハウやアイデアは、当業務に限定される性格を有することから、開示によって、提案者の存立基盤を脅かすものとは一線を画するものである。

ノウハウやアイデアを競う内容の類似のプロポーザルにおいて、多くの他都市で提案書等の開示が行われている。

また、見積の内訳を開示しないことには同意するが、当業務の提案者が1者であることから、見積総額については開示されるべきである。

## 2 実施機関の主張要旨

申立人が本件異議申立てにおいて開示を求める公文書及び記載の情報は、以下のものである。

### 公文書⑤ 業務実績調書

提案者が過去に受注した業務の名称、発注者、契約金額、受託期間、業務概要・特徴等、営業・販売活動やノウハウ等に関する情報

### 公文書⑥ 業務実施体制調書

統括責任者等業務に従事するスタッフの氏名、経験年数、資格、担当業務、経歴、過去の業務実績等の営業・販売活動やノウハウ等に関する情報

### 公文書⑧ 企画提案書

提案者が有する専門的知識、経験等を基にした本件業務委託に係る経験上、技術上のノウハウやアイデアに関する情報

### 公文書⑨ 見積書

業務の詳細内容並びに見積金額及び見積単価、積算人数等の見積内訳等の営業・販売活動に関する情報

### 公文書⑩ 業務実績調書添付文書（契約書、仕様書及び成果物抜粋）

提案者が過去に受注した業務の発注者、契約金額、受託期間、契約条件等の営業・販売活動に関する情報

上記公文書に記載された営業・販売活動に関する情報は、開示された場合、競業者は、提案者の業務コスト、人員体制等を把握し、分析することによつ

て、今後の同種業務の入札、企画競争等において、価格面や内容面で提案者より有利な地位に立つことができる。

また、当該文化芸術施設は、他の施設と比べて特有の構造や用途を有する施設であり、その整備や管理運営等に関して提案者の有する経験上、技術上のノウハウやアイデアに関する情報は、他者が持ち得ない提案者の知的財産といえるものである。これらの情報が開示された場合、競業者は当該情報を分析し、業務改善を行うことで、提案者の保有する情報の利点が損なわれる。その結果、提案者は、今後の同種業務の入札、企画競争等において、不利な条件の下での競争や価格交渉等を強いられる状況に置かれる。

これらの営業・販売活動に関する情報及びノウハウやアイデアに関する情報が開示されれば、提案者の競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるとして、上記公文書を非開示とした処分は適法である。

また、申立人は、他都市では、類似のプロポーザルについて提案書等の開示等の開示が行われている、としている。開示、非開示の判断は、実施機関が条例の規定に沿って、案件ごとに内容、事情等を踏まえて各個別に判断すべきものであると考えている。類似の案件であっても、一方の判断が当然に他方の判断の根拠になるものではない。

#### 第4 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画策定支援業務委託企画競争について

当該企画競争は、岡山市が策定した「新しい文化芸術施設の整備に関する基本構想」に基づき、当市が基本計画を策定するに当たり、基本計画策定に係る支援業務委託における受注事業者を選定するために行うものである。

この委託業務は、当該文化芸術施設の整備、管理運営等の専門的知見を必要とする分野において、基礎資料を作成するとともに、専門的、技

術的な観点からの助言及び関係資料の提供を受けることなどを内容としている。

本件委託業務契約は、当該企画競争によって選定された事業者との随意契約の方法により行われている。

地方公共団体が契約を締結する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、一般競争入札の方法によることが原則とされ、随意契約は、政令で定める場合に限り、これによることができることとされている。地方公共団体での契約締結の例外方式である随意契約については、契約締結に至る過程において、一般競争入札による契約に比べて、より高い透明性が求められる。

また、市民生活に直接深く関わる公共性の高い施設に関する当該企画競争の実施については、透明性ととも一定の説明責任が求められる。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、「新しい文化芸術施設の整備に関する基本計画策定支援業務委託」の実施に係る一連の文書であり、第2の2に掲げる複数の公文書からなる。このうち、既に公文書①から公文書③までは開示されている。また、申立人は、個人の氏名、見積内訳及び民間業者が発注者である情報については開示を求めている。このため、当審査会は、これら以外の非開示部分について判断する。

## 3 条例第5条第2号の該当性について

本件異議申立てにおいて主な争点になっているのは、実施機関が条例第5条第2号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

### (1) 条例第5条第2号の趣旨及び解釈

情報公開制度の下では、開かれた市政を目指し、市の保有する情報については、原則公開が求められる。このため、公開原則の例外として、情報を非開示とする場合、その理由は、条例の規定に沿って、具体的にかつ明確に合理性のあるものが示される必要がある。

また、条例第5条第2号は、法人情報について、当該法人等の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報につい

ては、非開示とすることができると規定している。

この「おそれ」については、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

## (2) 当審査会の判断について

当審査会は、公文書⑤から公文書⑩までの公文書において争いになっている非開示部分について、条例に規定する非開示情報に該当するか、以下検討する。

### ア 公文書⑤及び公文書⑩について

公文書⑤は、提案者が過去に受注した本件委託業務と同種又は類似の業務の実績を記載したものである。公文書⑩は、その証として添付された契約書及び仕様書等の写しである。

文書の記載内容は、提案者が過去の営業・販売活動における実績に係るものであり、提案者の保有する内部管理に属する情報ともいえるものである。

これら内部管理に属する情報は、提案者又は委託業務の発注者によって、既に自らのWebサイトで公表されているものもあり、一般に公開され、誰でも知ることができる情報と認められる。また、発注者はいずれも公的な団体である。

こうした点を勘案すると、当該法人情報を開示することで、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

### イ 公文書⑥について

公文書⑥は、本件委託業務に係る実施体制並びに従事するスタッフの氏名、資格等、経験年数、業務担当実績等を記載したものである。

公文書⑥の記載内容のうち、非開示とされている資格等、経験年数及び個人の経歴を記載したその他特記事項については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの（一般人が通常入手

し得る関連情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当し、非開示とすることが適当である。その他の非開示とされている情報については、公文書⑤の情報と同様であり、当該情報を開示することで、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

ウ 公文書⑧について

公文書⑧は、実施機関が本件業務委託企画競争を実施するに当たり、提案者が実施機関に提出した提案書である。この提案書における提案項目は、次のとおりである。

- (ア) 本業務への参加理由について
- (イ) 基本計画を取りまとめていく上での考え方について
- (ウ) 建設コスト、ランニングコストの低減について
- (エ) 再開発事業（保留床）での整備における施設計画の進め方について
- (オ) (仮称) 基本計画検討懇談会における会議の進め方、意見のとりまとめ手法について
- (カ) 市民への周知方法について
- (キ) その他業務全般について

当該提案書は、本件業務受託の事業者を選定するための重要な根拠資料となるものである。その内容には、提案者の経験等を通じて得た知見を踏まえ、施設の整備や管理運営等に係るノウハウ、技術的な手法等に関する情報が含まれていることは認められる。

こうした事業者選定に係る法人情報は、行政運営における透明性、公平性の確保、説明責任等の観点から、特段の情報保護の必要性がない限り、開示されるべき行政上の要請があるものと考えられる。

このため、当該情報を非開示とする場合には、情報内容が単にノウハウやアイデアを含むということだけでなく、法的に保護す

る必要性のある高度な独自性や事業活動を行う上で高い秘匿性を有し、開示することにより、提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められなければならない。

実施機関からは、当該情報を開示することにより、提案者の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とする意見陳述があった。しかし、その内容は一般的・抽象的なものにとどまり、開示を原則とする情報公開制度の下で、非開示とする明確かつ合理性のある具体的な理由が必ずしも示されたとは認められなかった。

以上のことから、提案書記載の情報は、条例第5条第2号に規定する非開示情報に該当するものであるとは認められない。

#### エ 公文書⑨について

公文書⑨は、本件業務委託に係る見積金額及びその積算根拠を示した見積内訳を記載している。

申立人は、見積内訳の開示は求めているが、見積金額については、今回の企画競争では提案者が1者であるとして、その開示を求めている。

見積金額は、本件業務委託の事業者をプロポーザル方式で選定するに当たり、経済性の観点から、評価項目の一つとなっている。

当企画競争において評価項目である見積金額は、法人においては、営業活動に関する情報であり、内部管理に属する情報ではあるが、実施機関においては、受注業者を選定し、随意契約を締結するに当たっての重要情報である。法人情報保護の高度な必要性がない限り、行政運営における透明性、公平性を担保し、一定の説明責任を果たすためにも、見積金額は開示されるべきである。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 1月15日	諮問書の收受
平成28年 1月22日	審議
平成28年 2月10日	実施機関側意見書の收受
平成28年 2月26日	審議
平成28年 3月13日	申立人側意見書の收受
平成28年 4月 6日	実施機関側再意見書の收受
平成28年 4月28日	審議
平成28年 5月26日	実施機関への意見聴取実施
平成28年 6月27日	審議
平成28年 7月25日	審議
平成28年 8月26日	審議
平成28年 9月30日	審議
平成28年10月21日	審議
平成28年11月25日	審議
平成28年12月16日	審議
平成29年 1月20日	審議
平成29年 2月24日	審議
平成29年 3月17日	審議
平成29年 5月22日	審議
平成29年 6月19日	審議
平成29年10月13日	答申